

## 【議事内容】

令和3年度文化審議会文化財分科会企画調査会（第2回）

1. 日 時 令和3年11月8日（月）15:30～17:00
2. 場 所 文部科学省第二会議室（旧庁舎2階）
3. 出席者 委 員 根立会長，大野会長代理（オンライン），近藤会長代理，  
川野邊委員，小林委員，野川委員，山本委員（計7人）  
外部有識者 東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理  
（文化財調査担当）原眞麻子氏  
伝統技術伝承者協会理事長 松田聖氏  
漆工芸家・選定保存技術（漆工品修理）保持者 北村繁氏  
（一社）文化遺産を未来につなぐ森づくり会議理事  
（一社）日本伝統建築技術保存会 会長 鳥羽瀬公二氏  
文化庁 塩見文化庁次長，榎本文化庁審議官，豊城文化財鑑査官，  
篠田文化資源活用課長，鍋島文化財第一課長，  
長尾主任文化財調査官，奥主任文化財調査官，  
長谷川文化資源活用課課長補佐（計8人）
4. 議事等

【根立会長】 それでは、ただいまより令和3年度文化審議会文化財分科会企画調査会第2回目を開催いたします。委員の皆様、御出席いただき、ありがとうございます。

まず、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

【長谷川補佐】 事務局でございます。委員の皆様、本日もよろしくようお願いいたします。また、ヒアリング者の皆様もどうぞよろしくようお願いいたします。

配付資料の確認をさせていただきます。本日は、議事次第、座席表、委員名簿の下に資料1から7まで、1枚ペラのものとはちキス留めのものがありますけれども、御用意をさ

せていただいておりますので、落丁等ございましたら事務局までお知らせいただければと思います。また、今回、前回同様に、プレスを含みまして傍聴者はオンライン参加となっております。また、大野先生もオンライン参加という形になっております。よろしくお願いいたします。

**【根立会長】** 本日は、有形文化財の分野について、4名の方々から有識者ヒアリングを実施します。皆様、本日は大変お忙しい中、本企画調査会に御対応いただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、早速議事を進めます。まず、事務局から進め方について説明願います。

**【長谷川補佐】** 事務局でございます。資料2を御覧いただければと思います。

本日ですけれども、まず4名の有識者の方々からそれぞれ10分以内でお話をいただきまして、その後、皆様分をまとめて質疑応答を25分程度させていただければと考えてございます。その後、御発表等、質疑応答の内容も踏まえまして、委員の先生方の中での自由討議という形で進めていただければと考えてございます。御発表は10分以内ということで大変短い時間になってしましまして恐縮ですけれども、終了の1分前になりましたら事務局から合図をさせていただきますので、発表時間の参考にしていただければと思います。

なお、本会議はお出しいただいた資料を含めて公開で行っておりまして、本日もプレス等の傍聴者の方がオンラインで傍聴しております。また、後に発言者のお名前入りの議事録を作成し、これも公開させていただこうと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**【根立会長】** それでは、続きまして、有識者からのヒアリングに移ります。

まず、お一人目、東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理（文化財調査担当）の原さん、よろしくお願いいたします。

**【原氏】** ありがとうございます。東京都で文化財調査担当として、学芸員の立場で課長代理をしております原と申します。よろしくお願いいたします。

本日私が用意したのは、「自治体の立場から」と1枚目に書いてある資料3でございます。お手元に御用意の上、聞いていただければと思います。よろしくお願いいたします。私からは、自治体の立場から、選定保存技術者の実態について御説明するとともに、一方で自治体の状況についても御説明するという命題を頂戴しております。では、説明させていただきます。

1 番の「選定保存技術保持者の経営体制・事務体制の現状」でございます。話は文化財保存技術保存事業費国庫補助にテーマの焦点を当てて説明していきたいと思っております。現状では、選定保存技術保持者を対象とした文化財保存技術保存事業の実施に当たり、多くの保持者は会計処理とか事務処理を自力で行っていらっしゃいます。実態としてとても零細でいらっしゃいまして、自治体の支援が不可欠となっております。東京都では、補助事業の額の確定者である都知事の立場から、申請様式全てをお手伝いすることが非常に難しい立場に法的にはありますので、区市町村の職員にお願いしまして支援を行っています。大抵の場合、事前に、区市町村を含めた東京都も現場に赴きまして、お話をさせていただいて、資料の作成等々をお願いしているというわけでございます。

保持者の方々の様子を見ていますと、まずは、運転資金となる、雇っていらっしゃる方々へのお給料を払わなくちゃならない運転資金と、一方で、やれ、エアコンが壊れた、機械が壊れたなんていう話に関する設備投資に関わる先立つ資金の枯渇が挙げられるように思います。それが無いということで、ますます零細企業へとになっていく、拍車をかけているように思っております。保持者は調査や技術革新が必要であるにもかかわらず、世間的には、同じ仕事を続けるのが伝統技術の職人と思われがちな現状があるように見えます。非常に技術錬磨、あるいは、それぞれに創意工夫を重ねて製品を作っているにもかかわらず、伝統技術者というのは毎日同じことを作っているのだらうと思われているように見受けられます。

原因の1つとして、それが全てのことではないのですが、こういった現状の裏には、会計士を雇う余裕がなくて、ほとんどの方が青色申告をなさっているという状況です。税理士は雇ってはいらっしゃいますが、会計士を雇って、きちっと税金を納めるというような企業体になっていないのが現状でございます。

解決の方向性として私が考えるには、文化財の保存技術保存事業においては、事業者の事務、経営などを支援する会計・税理の専門知識を活用して支援できる体制をつくる必要があるのではないかと考えております。文化財の専門家等のチームで動くことはもちろんだと思っております。というのは、私どもも、実際に行っている実態としては、東京都としても、必ず東京都の会計職、会計に精通した職員と学芸員とで入っていき、区市町村さんの担当者、時には事務職員、時には学芸員でいらっしゃるのですけれども、そういう方と選定保持者と話し合いながら、どういう形でしたら支援ができて、どういう申請書を作れば、どういうお金が入ってくるということも全部お伝えした上で申請書を作り、なお

かつ実績報告書を作りというような状態でやっております。

2番目に、選定保存技術者の仕事量、計画性の確保について、気がついたこととお話したいと思います。次のページをおめくりください。現状は、修理に伴う仕事量の予想が非常に立ちにくいことが経営の負担となっているようにお見受けいたします。銀行などの融資などにも影響しているように見えます。次の年度に一体どれだけの仕事があるのかということが銀行さんにきちっと伝わらないために、なかなか融資が受けられないという話をよく聞きます。

原因としては、修理の対象ごとに異なる素材、あるいは技法での一つ一つの特別注文制作になっています。糸も紙も布も、それから金工も全てが、一体どういう材料でどのように作るのかということが特注品になっているというものです。そうだとすると、実は納品される前に試作品がかなり多く作られています。それから、それを作ることの技術的困難さがございまして、その全てが技術者の負担になっております。ここでの負担というのは、ストレスという意味ではございません。人工という人の時間と、それからお金の負担も、実は申請書の内訳書には一切出てこなくて、選定保存技術者が自腹を切って一生懸命努力していただいているという状況です。つまり、社会における技術錬磨への理解が不足しているように感じます。

技術者の方々は、高品質なものへの飽くなき努力を続けていらっしゃいますが、それに対する行政的な補助事業の中での理解も見えてこないというのでしょうかね、その努力が、仕様書の中には出てこない部分が、特に美術工芸品の中にはあるように思います。ここも解決の方向性としては、要修理案件の把握や数年間の修理見込みなどの事前の調査が必要なのではないかと思っております。でき得れば事前に、この仕事が始まれば、5年間続くのか、3年間続くのかということをきちっと見込みを立てた上で、実際にその修理の製品が必要な最後の年ではなくて、最初から材料制作の調査期間等も含めた工事工程を仕様書の中で実現していただいて、その辺の費用も見いただけると、少しは皆様の努力が報われてくるのかなと思っております。

例えばなんですけれども、私どもが作っている文化財のパンフレットなんかも、印刷物の仕様書でさえ、レイアウト校など校正何回と書いて出しておりまして、その費用に関しても見込んでるのが普通なんですけれども、選定保存技術者の人たちの仕様書は、最後の製品のための材料と、それに関わるお金、内訳、労苦だけが仕様書の中に入ってきておりまして、材料選定、制作のための調査検討期間も含めたものにはなっておりません。そ

の辺も考慮していただけると、値段は上がるのですけれども、幾らかでも収入が増えるのではないのかなと思っています。また、仕事量の安定化、そして見通しの確保も重要です。伝統的な技術の中にも日々の工夫が必要であり、技術錬磨が行われていることがアピールとして必要だと思います。

行政の体制・専門職員との連携については、専門的支援が不可欠です。原因については、そこに書いてあるような幾つかの例にあります。結果として、今、行政の中で、法制度で想定している枠組みが実現できておりません。文化財コーディネーターの制度化など、文化財保護制度に精通したスタッフを位置づける必要があると思っています。なお、非常に中立的な立場の確保が必要で、その構築には注意が必要であることは言うまでもありません。

最後になりますが、自治体の現状でございます。指定文化財数は、実は国をしのぐ数が都道府県及び区市町村の指定文化財になっていることとなります。次ページ、4.2を御覧ください。文化財保護経費を文化庁が令和3年7月に出された「地方における文化行政について」という統計資料から図化してみました。文化財保護経費としては、国が44%、都道府県が56%使っておりますが、国はその73%が青色のところなんです。保存・活用経費としてやっていますが、都道府県の支出の内訳になると、国に随伴している部分が青色部分、埋蔵文化財がピンクの部分、黄色の部分が地方自治体が管理団体となっている文化財、国のものもありますが、地方自治体が公有化して持っている文化財、史跡名勝、天然記念物も含まれますが、それらの管理費に28%ほど支出しており、都道府県指定の文化財修理が何と全体では8%しか支出されておられません。

これを具体的に指定都市とか中核市、その他の区市町村についても調べてみますと、やはり、6%、12%、11%ということで、市町村指定、自治体指定のものはなかなか修理に出されていないという現実がございます。

右のほうに、修理事業というのはどれだけの資金が投入されて、負担割合はどのようになっているかということの説明した図を描きました。国と市町村と所有者が分担してやっていますが、都指定の場合ですと、都で50%から85%出し、それに区市町村が随伴し所有者が出すというようなやり方をしております。ただ、自治体の場合、重要文化財はやはり地域の宝というふうに国民の意識も強く、優先度も高く、観光に結びつきやすく、予算を獲得するのに理解を得やすいという実態があります。一方で、ここではっきりしたことは、文化財保護管理経費が実は自治体には非常に重くのしかかっているという実態でございます。

す。

最後になりますが、提案でございます。今のような現状から考えれば、皆様の中の仕事を増やすという意味で、地方自治体の指定文化財の保存修理事業を拡大させるような何らかのエンカレッジが必要なんじゃないかと思っております。今、私、急いでこれをまとめましたので、自治体を含む文化財の保護経費については雑駁な分析しかしておりません。もうちょっと国のほうでアンケートを組むなどの詳細な分析をした上で議論を深めていただきたいと思います。また、文化財の管理団体の民間への移行への法的整備だとか大綱・地域計画の連携強化を御指導いただきたいこと。そして、何よりも今、博物館法の改正を文化庁では検討されていますが、そのインセンティブという意味で、未指定の文化財の、つまり、博物館資料の保存修理に対する補助を考えていただければ、実はマーケットとしては非常に隠れていますが、あるのではないかと考えております。

最後になりますが、地方自治体の保存修理事業の予算の拡大は、つまり増額要求は見込めません。その中で、保存修理事業へ振り替えていただくという考え方を持たなければならぬと思っております。保護管理経費の圧縮と都道府県、区市町村の連携、役割分担が必要だと思っております。そのためにも、大綱、地域計画、保存活用計画をまさに運用していかなくちゃならないのではないかと考えています。保存修理が必要な文化財の状況を把握し、調査から工事まで計画を策定する必要があります。また、保存修理の技術的指導力の向上を目指さなければなりません。自治体あるいは民間、あるいは博物館の中に、保存科学とその保存修理事業をオペレーションできるという、オペレーションの両面からマネジメントできる体制の構築が必要だと思います。そうしてこそ、論点1にありました需給状況を踏まえた生産支援の在り方だとか、論点5の事業規模の拡大・確保のための対応、保存活用の好循環を生み出す方策の一助になっていくのではないかと考える次第です。

以上です。

**【根立会長】** 原さん、ありがとうございました。

続いてお二人目、伝統技術伝承者協会理事長の松田さん、よろしくお願いいたします。

**【松田氏】** 一般社団法人伝統技術伝承者協会理事長の松田です。よろしくお願いいたします。

最初に、私たちの法人概要を申します。まず、当協会は、平成30年に選定保存技術・装潢修理材料・用具製作の保存団体に認定されています。装潢修理とは、主として絹や紙で制作された絵画や書籍などの修理を指し、私たちは修理に必要となる伝統的な技術を用い

た高品質の材料、最適化した用具を制作する技術者です。当協会は、これら材料、用具の生産体制の維持、継承、拡充を図るために平成22年度に発足いたしました。会員は全国に存在し、事務所は京都市に置いております。後継者育成支援、材料・用具確保、研修会開催等の事業を継続的に実施しております。現在、会員数は47名、後継会員が33名、計80名です。

紙、染織、木工、漆工、金工、唐紙、用具、その他の分野の異なる会員から構成されていることが大きな特徴です。各分野とも技術継承上の課題が多く、本報告を行うに当たり、文化庁文化財第一課とともにアンケート調査を実施いたしました。会員47名の方にアンケートを送付し、36名の会員の方から御回答いただきました。以下、アンケート調査の内容に基づきながら、会員の現状と課題について報告させていただきます。

まず、技術継承の課題について、後継者のあるなしと売上額に着目します。会員後継者問題に対してお聞きしたところ、現在、後継者が不在の方が3割程度いらっしゃいました。

次に、事業者の売上額と文化財修理との売上額の割合の関係性について検討した結果、明確な相関性はありませんが、文化財修理の比率に関わらず、売上額が600万円以下という零細な事業者が一定程度存在することが分かりました。これは個人で営まれている方も含めております。

続いて、文化財修理関係の売上額の割合について、業種によってばらつきはありますが、半数の事業者は、文化財修理の比率が半分以下であることが分かりました。文化財の売上げのみでは事業の継続が困難なので、他の分野の事業をしているのか、本来文化財事業のみで生計を立てていきたいのですが、文化財の受注が少ないためなのか、年間を通して見通しの立つ需要、受注があれば、後継者を雇用することが可能ではないでしょうか。

次に、10年未満の後継者がいる事業者の売上額が1,400万以上の事業者が6割以上であることから、ある程度の年収、売上げがないと後継者の育成ができない状況は当然ですが、アンケートから示されております。後継者の従事年数ですが、10年未満の一人前と呼ばれる1つの区切りですが、まだ10年に達しない職人さんが当協会には半数おられます。

私も仕事をしておりまして40年近くなりますが、10年で一通りの作業工程が見えてきて、20年で積極的に作業に取り組む姿勢が生まれて、30年ぐらいで人前で少しはどんな仕事をしているのかお話しできるようになってきた感じです。後で紹介する自由意見にも多数記載されていますが、10年に達しない職人さんたちには、このような経済的な面から、何らかの後継者育成支援が必要だと考えております。この文化財事業を継承すれば、いつかよ

いことがある、文化財修復事業に携わっていれば、多少収入が少なくても、いつ仕事があるか分からない仕事を誰が継承する気持ちになれるのか。文化財事業に携わらせてもらっている事業者として、国宝や重文と十分と、名誉なお仕事をさせていただいて誇りを持って事業に取り組んでおりますが・・・周囲の生活レベルに合った収入がもう少し改善されることが望まれています。

仕事に向き合う環境が安定していないというより、よりよい仕事が、ましてや文化財の修復というのは、私がまず考えるのは、物の制作工程を理解しないと修復作業には取り組めないと考えております。まず物を見て、先人がどのような材料を使用し、どのような道具、材料を使用していたかを考えて、どのような工程で作業をしていたかを検討し、学芸員や、または監修委員の方々の御意見を伺い、修理方針を決定して修理していくように、ふだんより心がけております。

また、単に何年従事していたかではなく、どれだけ多くのよいものを見て作業に取り組んでいたかが重要視されているものだと思います。また、日頃より物を作る目を育てて、その中で、よりよいものを多く見ることが職人としての目を養い、より多くの修理技術に取り組み、仕事を経験することが大切と考えております。文化財を守る職人、人材の育成は、その分野に特化した人材育成が必要と考えております。

最後に2-⑥ですが、過去10年間の売上額、損益額の変化は、全体に横ばいから減少傾向という結果が出ております。この状況を見ても、事業の継続、特に後継者の育成には公的な支援が不可欠であると思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、(2) 用具の原材料の入手の問題に移りたいと思います。美術工芸の修理に用いる原材料は次の3つ、少量、高品質、多種多様という特徴があります。その中で、多くの分野において、生産者の減少、高齢化が進み、50代以下の生産者がいない用具、原材料が数多く、喫緊の対応を迫られております。配付資料には、会員から寄せられた入手が困難である、もしくは近い将来入手が不安視されている道具、用具、原材料を列記していますので、御覧いただきたいと思っております。

このうち紙と金工に関する用具・原材料について、スライドを用いて説明します。紙ではまず、修理に様々な紙が必要であることを紹介します。ここでは掛け軸とふすまの下張りに使われている紙を紹介いたします。左を御覧ください。掛け軸は本紙の下に4層の楮を原料とする紙に裏打ちがなされていますが、1層目が美濃紙、2、3層目が美栖紙、4層目は宇陀紙と、それぞれ柔らかさ、厚さ、強靱さなどの特徴を生かして使い分けてい



ます。

次に、右を御覧ください。ふすまは、杉の下地の上に下張り層を何層も張り重ねています。同様に下張りにも楮の紙が使われています。一般の下張りの紙には、甘皮を残した強靱な石州紙、細川紙、五箇山の紙など、胴張りの紙には土を混入した丈夫な紙を使います。言うまでもなく、これらの紙は楮が100%あること、原料処理に苛性ソーダなど強力な薬品を使用しないことは必要条件です。

次に、右を御覧ください。ふすまは、杉の下地の上に下張り層を何層も張り重ねています。同様に下張りにも楮の紙が使われています。一般の下張りの紙には、雁皮を残した強靱な石州紙、細川紙、五箇山の紙など、胴張りの紙には土を混入した丈夫な紙を使います。言うまでもなく、これらの紙は楮が100%あること、原料処理に苛性ソーダなど強力な薬品を使用しないことは必要条件です。

2枚目、次に、掛け軸の裏打ちは1つである。美栖紙を制作するために必要な用具、原材料を紹介します。スライドでは、用具は緑色、原材料は黄色で塗っていますが、これら用具、原材料はほぼ全部10年から20年に入手できなくなる可能性をはらんでいます。左の青字の部分を御覧ください。美栖紙の原料は楮ですが、繊維の細かいものも品質がよいことから、高知県の山間部で作られた楮を用います。特に赤楮という種類が最上です。収穫された楮は、同地にて黒い外皮をはぐ作業をしますが、全て手作業で、鍛冶職人が作った刃物を用います。

次に、真ん中の肌地色の部分を御覧ください。これは現在1件のみになってしまった、奈良、吉野における美栖紙製作の工程です。刃物で塵切りを行い、木灰で紗塾します。楮をたたくのも昔ながらの手作業です。楮の繊維がほぐれたら、ここにイタボガキの粉末である胡粉を加え、紙敷の前にトロロアオイの根から抽出した練りを加えます。紙すきには、簀、桁が必要です。簀を作るために必要な竹ひごや絹糸、桁を構成する銅金具の入手は特に困難です。すいた紙は、干し板に張って天日干しします。これらの工程を経て、薄く均質で柔らかく丈夫という高品質の美栖紙が作られます。

最後に、右のオレンジ紙の部分を御覧ください。美栖紙には掛け軸の裏打ち紙として接着しますが、柔軟な仕上がりにするため、10年間寝かすか、古糊を使い、打刷毛という刷毛でたたいて接着します。これらの用具、原材料が欠けて、美栖紙について問題は生じています。

以上、報告している時間がなくなってきたようですので、次に、用具・原材料について、

以下の5つが必要な意見があります。補助金等の充実、用具・原材料の公的確保、畑管理費、害獣対策費、機材購入の補助、専門家育成支援、栽培技術の指導、原材料の知識を持った人材・育成、用具生産者の育成、安定した仕事量の確保、仕事の受注が見込み、入手困難な用具・原材料への対応、発注量確保、国産が入手困難である場合の輸入材の検討、必要な原材料を用いても販売価格を上げられない等。

以上、アンケートの結果に基づき、現状と課題の報告させていただきました。自由意見については、要点のみにとどまりました。具体的には、この後御質問いただくことと存じます。今後も文化財保存技術の継承を図る上で、後継者育成、原材料・用具に対する御指導、御支援のほど、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【根立会長】 松田さん、ありがとうございました。

続いて3人目、漆工芸家・選定保存技術（漆工品修理）保持者の北村さん、よろしく願いします。

【北村氏】 よろしく願いいたします。私、北村繁は漆工芸作家として活動しながら漆工文化財の修理をしておりまして、漆工品修理で選定保存技術保持者の認定をこのたび頂戴しました。本日は、現場の人間として、私どもが今まで仕事をしていく中で感じていた部分ということでお話をさせていただきます。

まず初めに、漆工品修理について少し触れておきます。こちらは「文化遺産オンライン」より抜粋しておりますが、漆工品は我が国では古く縄文時代より遺品が見られ、飛鳥・奈良時代には中国の影響を受け、各種の漆工及び装飾技法を発展させて今日に及んでいる。漆工品の修理を行うに当たっては、各時代の材料や蒔絵・螺鈿といった装飾技法を含む制作技法の特色をよく理解した上でなければ適切な施工を行うことができない。また、漆工品は、長い年月を経て疲労劣化して、様々な様態を呈していることから、制作技法及び材料について広範な知識と豊かな修理経験に基づく適切な判断力と高度な技術が要求されると、このように述べられております。

以上のような性格のものから、漆工品の修理におきましては、従来から、漆工品の制作技術を体得した者が、その技術を応用しながら漆工品の修理を行ってきた流れがあります。以上のことを踏まえまして、私どもが感じている課題ということで少し挙げさせていただきます。

まず、漆工品修理事業に継続するための課題としまして、現在、漆工修理に携わっている者というのは、漆工芸作家として活動しながら漆工品修理に携わる技術者が比較的多い

というところがあります。これは、さきにも述べましたが、修理実施に当たって、まず制作技術の習得が必要で、その制作技術を応用して修理が必要であるということが言えます。また一方で、修理を行う、あるいは、復元模造制作を行うことから、逆に、そこで得られた技術や経験が自身の作品制作に影響を与えるということで、漆工品の修理と模造制作、あるいは作品の制作はそれぞれに影響しながら三位一体の状態であることが言えるかと思えます。

次に、具体的な修理の現状についてお話しします。現在の漆工品の修理において、売上げのうち、国指定文化財の割合が近年は比較的多くなっております。そのほか、府や県、市指定文化財の修理案件は、数年に一度程度、あとは民間の御所蔵者の自費修理による、いわゆる未指定の文化財の修理もございます。ただ、これもやはり少額のもの非常に多くなりまして、ある程度の規模のものは数がそれほど多くないということが言えるかと思えます。その中には、いわゆる民間の助成金、そういうものを申請することによって、そういう補助を受けながら修理を実施するところが非常に多いです。

こちらの今示しておりますグラフに関しましては、過去10年間の、漆工品修理の売上げの比率で見えております。全体的に10年という長期のスパンで見ますと、いわゆる国指定文化財の割合はもう少し下がってくるのですが、そのほかにも、例えば宮内庁や、国立博物館関係、それから、やはり県や府、市等という自治体の指定文化財は、件数、売上げの割合としても非常に限られている。あとは未指定の文化財がある程度の割合となってきます。未指定に関しましては個別の事業規模が非常に小さいので、小さな仕事を数多く受けて、何とかつなげているという状態であるかと思えます。

昨年度の私どもの修理事例としましては、以下示しております。私どもは個人事業主であり、法人格ではないので、非常に小規模でやっておりますので、そもそもこなせる量が現状限られているところもありますけれども、国指定品が3件、それから、府や県や市の指定というのはございません。あとは、私ども、奈良国立博物館の文化財保存修理所で部屋をお借りして仕事をさせていただいておりますこともあり、奈良博所蔵の未指定品の修理をさせていただいたり、そのほかには文化庁様の模造事業に関わらせていただいております。

こちらに紹介しているのが、いわゆる復元模造制作です。こちらは、劣化している文化財を活用という意味もあるかと思えますけれども、詳細に調査した上で、材料、技法を忠実に制作当初のものを再現しながら制作するというような仕事になっております。復元模

造制作の場合は、調査から含めまして非常に長い期間がかかりますので、ある程度継続的な事業として私どもで請け負って実施させていただいたところがあります。

話を修理のほうに戻しますけれども、修理事業に関しましては、修理事業費、材料、道具という部分での経費もございしますが、まず、大部分を占める技術料のどの程度の金額が適正と言われるのか。これはもちろん私ども、なりわいとして事業を続けていくために必要と考える額で現在行っていますが、やはり金額を上げようと思うと、それは事業費に転嫁されるわけであり、事業費が増えると所蔵者の負担金も増加してくるために、所蔵者によっては事業化の阻害要因となることが考えられるかと思えます。そういうことを踏まえると、技術単価をこちらの都合で上げようというところに、なかなか踏み込めない現状がございします。

あとは、事業の中期安定性の保証がないこと。現状では二、三年程度先の事業が予測できる程度で、その先がなかなか見えてこないところがございます。それから、特に個人でやっておりますと、私どもは認定をいただいております技術者であり事業主であるということで、そういった面で実際の仕事と、その他の業務を両立する必要があるというところで、そのバランスをどのように取りながら進めていくかということをもとに考える必要があるというところなんです。

時間も足りませんので、先に行きます。次に、後継者の育成に関して申し上げます。後継者を育成するためには、修理においてはやはり経験を多く積ませることが必要になってまいります。経験を積ませるためには、できるだけたくさんの修理事業をこなす必要がありますけれども、やはり最初から技術が十分でない中で指定品等の修理に当たらせるのはなかなか難しいことでありまして、本人の技術に沿ってあてがえる仕事を回していくことが必要かと考えられます。また、漆工品というのは金工であったり、絵画、染織、様々な分野との連携の中で仕事をする必要があるということで、それぞれの専門分野と連携を取りながら、あるいは交渉しながら仕事を行う必要がある。それから所蔵者に、修理の説明を行ったり、あるいは、事務的な書類作成など、修理にかかる一連のことを、全て行えるスキルが必要になるということで、それら一連のことが仕事としてこなせるようになるのは、私自身で考えてもやはり15年以上は必要と感じております。そういうところから言いましたも、様々な形での修理事業というものの拡大に期待をしております。

最後に、材料、道具につきましてですが、先ほど松田さんのお話の中でも漆工品で挙げられておりますが、私どもとして考えられるのは、現状として困難になっているものとし

て3つ挙げさせていただきました。夜光貝、竹ひご、それから山科地の粉という下地に使う材料ですが、そういうものが加工業者の減少や、あるいは、市販で売られているものの材質の低下などによって、今後、入手がますます困難になっていくのではないかと考えております。

最後に事務問題としまして、先ほども申し上げておりますが、実際の修理を行うとともに、それに付随する諸業務というところを、どのようにバランスを取りながら進めていくかということが、私どもで考えていくべきものであろうかと思っております。

以上になります。

【根立会長】 北村さん、どうもありがとうございました。

最後の4人目は、一般社団法人日本伝統建築技術保存会会長および一般社団法人文化遺産を未来につなぐ森づくり会議理事の鳥羽瀬さん、よろしく申し上げます。

【鳥羽瀬氏】 日本伝統建築技術保存会の鳥羽瀬です。よろしく申し上げます。文化財建造物保存修理工事の課題として感じていることを少し発表させていただきます。

日本伝統建築技術保存会というのは、木造の文化財建造物の保存修理工事等、それを元請施工したり、あるいは木工事のみを請け負ったりという、大工工務店が構成している会です。会員の条件としまして、大工職人を直接雇用していることとしております。実際に見習いを伝統大工の職人に育成しているわけなんですけど、今、一般の大工工事、住宅工事というのは、ほとんどプレカット工法に変わってしまっていて、伝統大工の技術はもう不要になってきております。一般に大工はいないと言っても過言ではありません。要するに、大工技能ピラミッドの底辺部がもうないということです。

文化財の大工工事、木工技能というのは、伝統工法を扱う工務店の仕事の一部なんですけれども、伝統工法を習得した大工が、さらに文化財修理現場や文化財木工研修などを通じて技術研鑽し、文化財の修理技能を身につけるのが現状だと思います。大工仕事の幅は物すごく広くて、学校や講習などでは必要な知識の一部は得られても、職人は育てられません。長期間にわたって現場で木に直接触れる見習期間が必要です。昔はでっち奉公とか言いまして、小遣い程度の弟子入りをする世界だったんですけども、今は伝統建築の技能を習得するために、見習へ支払う賃金をはじめ、寮なんかの労働環境とか安全環境、あるいは厚生年金や社会保険など、育成するためのそういう経費は工務店が負担しなければなりません。文化財の工事に特化した見習の補助制度はないものかなと思っております。

それから、文化財の修理原則、オーセンティシティー（同材種・同品質・同技術）を守

るために必要な文化財修理用木材調達に課題があります。大径材とか特殊材などが必要な工事の場合、修理工事落札後に調達を行うための材木を確保するまでの期間が必要なんですけど、少し短い。解体、実施設計の後に修理工事が入札にかかっている場合なんかは、落札してもほとんどその期間がないんです。今、原木市場なんかに流通する末口60センチを超えるようなヒノキの大径材の場合、私も4か所ほど市場に出入りしているんですけども、年間の取扱い量が6万立米というような原木市場でも年に数本出る程度です。100年、200年後の根本修理のときに大径材など出ないんじゃないかと、市場の関係者はそう言っております。全国のそういう原木市場での特殊材、大径材の流通の状況の推移、これからの推移の予想なんかの調査ができないものかなと考えております。

現状は、木が集成材とかCLT材なんかの原料になってしまったんです。それを生産する林業家が主になりまして、伝統建築のための長伐期材を育てる林業家は物すごく少ないです。それから、中世以降に建設された建造物というのは、松、榎を主材とするものが多いんですが、今、松枯れのために松は非常に減少しております。東北地方の松に頼っている状況です。兵庫県なんかでは、兵庫県緑化推進協会というのが、森林ボランティア支援事業にて里山の整備、アカマツの植栽などを実施しております。民間のボランティアが、松がないためにそういう危機感を持ってやっているんですね。それから、松、榎、栗、樟、桜などの特殊材、こういうものは秋から春にかけての時期にしか切らず、入手に時間が必要です。ですから、春、夏の時期に落札しても市場には全くありません。その時期になっても、希望する寸法の材料は少ないです。

文化財の工事を施工する工務店の中には、日頃から特殊材、大径材を少しずつ購入し、乾燥させ、いつ使うか分からない木を貯蔵せざるを得ない状況です。業者がそういうリスクを負担しなければならないということです。今現在は、屋根替えとか小修理とか構造補強が主の工事ですが、雨掛の縁板なんかは、特に傷むところは取替えが必要になってきますので、幅の広い縁板なんかはやっぱり大径材が要るんです。そういう文化財の根本修理を考えた維持のためには、200年先の根本修理を見据えた適切な森林管理が必要だと思えます。なくなってから慌てても、木はすぐに大きくなりません。

そこで、もう一つの団体の紹介をしたいんですが、文化財の存続の危機を憂える団体です。亡くなられました伊藤延男先生が代表理事をしておられましたが、文化遺産を未来につなぐ森づくり会議という会の取組を少し紹介させていただきます。文化財補修用材の確保という視点から、林家への対応、森林の維持管理の在り方について活動しておられます。

現在、全国で47件の山主さんが、私の山を文化財の森にと登録してくださっています。今、この会で取り組んでいることに、文化財補修用材として超長伐期施業に取り組む林家や林業従事者への助成制度を検討中です。

それから、トレーサビリティーについての検討です。日本の林業家というのは、自分の山から出した木がどこに使われているのか全く分からない。流通が物すごく不透明なんです。市場でも、荷主番号はあるんですけども、荷主名は公開されておりません。建築技術に加えて、育林から伐採、製材技術まで含めてトータルに考える必要があるのではないかと。木造文化財維持のためには、林業者側と建築技術者側がもっと顔の見える関係になったほうがいいと、そういうことも考えております。

もう一つには、文化財修理用材の見積りの値段、出し方の基準をつくれないうか。高齢樹指数のような数字をつかって、上乘せできるようにするなども検討していただきたいと。私も、市場に出入りする関係上、ヒノキの大径材で原木立米の単価、230万とか170万とか120万、100万、そういうのも目の当たりにしております。これ、原木単価ですので、製品単価にすると4、5倍、板類にすると7倍から10倍ぐらいになったりします。これは決して値上げしているわけではなくて、原木の立米単価は末口の大きさを四角として計算しますよね。ですから、製材すると、どうしてもそれだけ減って、これだけの値段になってくるんです。それほど大径材は希少になってきているということなんです。ということの日頃、課題として考えております。

**【根立会長】** 鳥羽瀬さん、ありがとうございます。

それでは、これまでの発表につきまして、委員の皆さん、質問や御意見のある方はいらっしゃいますか。どなたからでも。

**【大野代理】** すいません。よろしいでしょうか。大野です。4名の方々、どうもありがとうございます。一つ一つ、大変身につまされる思いで、私の感じたことをちょっと申し上げますと、やはり職人さんとか技術者の方々の気質というんでしょうか、そういったものに頼り過ぎてきたという反省が1つございます。やはり重要なことは、誇りを保ち続けて仕事をされるということと、生業、なりわいとして継続するためにどのようなことができるのか、2点を考えていく必要があるという事です。

そういった点では、毎年1回ですけれども、文化庁さんが開催されている伝統フェア（日本の技フェア）（一般市民の方々に対して）非常に裾野を広げて、関心を高めるいいことだと思います。そういったものをもうちょっと全国に広げていく、文化財の大綱などを使い

ながら広げていくという政策が必要だと思います。それと、原さんのお話の中で、行政がかなりの役割を果たしている。東京都の場合は、特別にスタッフがそろっているというようなお話もありました。(ただしそうでない市町村の方が多いので) 行政を応援する体制をどう築くかということが必要なと思います。

それと、鳥羽瀬さんほかの方のお話で、生産者と、実際にそれを使う技術者の方々の関係ということで林業についてのお話がありました。私も最近、山形県の金山町というところで、250年以上の植林帯を持っておられる林業家の方のお宅を登録文化財にするということで知り合いました、その方も、自分の家の歴史的な価値に誇りを持つと同時に、そういったもの(年数を経た原木)に対してもやはりしっかりと林業としてもサポートしていくというようなことを考えておられるようなのです。先ほど、鳥羽瀬さんのお話の、林業家と文化財関係者が顔が見える関係になっている。そういった意味でも、林業家の方々の文化資産みたいなものを上手につなげていくことによって裾野が広がることの一つの契機になるのかなというような感想を持ちました。

以上です。ありがとうございます。

【根立会長】 どうもありがとうございました。ほかの方。

山本さん、どうぞ。

【山本委員】 皆さん、ありがとうございました。美工品の分野のことになりますが、今お話し頂いた松田さんと北村さんは伝統技術伝承者協会という団体の理事で、説明にもありましたように、装演文化財修理の分野に限った業種の方々の集まりです。地方によっても違いますが、紙は紙の組合、金工は金工の組合や、団体が、それぞれ活動していらっしやいます。しかし総横文化財修理に必要な伝統技術を基本とした質の高い道具材料の供給に危機感が生まれトータルのにも協力して頂く為に、伝統技術伝承者協会が設立されました。それでも既に材料が原材料などそろわない物が出てきています。

ところが、今、大野先生も「技術者たちの意識に頼り過ぎているんじゃないか。」とおっしゃいましたが、確かに伝統技術伝承者協会を組んでいただいて、文化財に対する意識や団結連携していこうという意識は高まっていますが、個別の業種の個人の職人の集まりなので、その団体を運営していくための事務経費というものが出ない。補助金というのは、例えばフェアに出品するとか研修会をすとかというときに発生する事務費には補助金が頂けるが、事務所を設けて日々運営していくというところにまでは行き届かない。そういうことが伝統技術伝承者協会の成り立ちの中で見えてきました。多くのところで意識はあ



って人材育成も何とか頑張っ、チームをつくってもグループをつくっても、それを日々常々運営していく、維持していく経費が足りない、出てこない。そういうところにも、補助金が出るように考慮していただいて、強くしていただけないだろうかと思いました。

【根立会長】 これはまた後の自由討議でも発言をしていただきたいと思うんですけども、今の話に関しては、原さんが、行政が事務的なことの支援みたいな話をされてましたよね。それは補助金ということなのか、あるいは東京都の場合、私、ある意味、非常に恵まれているんだと思います。地方公共団体によっては、もうそれどころじゃないような状況があるので。例えば、東京都の場合は、実際にそういう選定保存技術の方々の事務的な事柄に対して、相談とか、あるいは、ここまでやる必要があるかどうかは分かりませんが、お手伝いみたいなことをされるということはあるんですか。

【原氏】 それがなければ、多分申請書を作れないです。

【根立会長】 恐らくそうですね。

【原氏】 伝承者育成、材料の確保とかいろんなメニューがあるのですけれども、それが何を意味しているのかということ自体も、所有者さん、例えば、新しく選定された方々が分かってないので、選定されたという告示が出た途端に、私どもと会計の担当者の事務方と区市町村でまずお訪ねして、経営状態、何をされていて、どんな場所でどういうふうに行っているのかというのを徹底的に半日かけてお話を聞くんですね。それで、実際に補助事業というのはこういうものですよ、おおむね幾ら幾ら出されると思うのですけれども、あなた方がふだん年間を通じてどういう経費にどんなふうに使っていらっしゃるんですかというのを、2日ぐらいでしょうかね、お尋ねして、さんざん聞いて、私たちのことを信頼していただくと、初めて彼らの経理について話を踏み込んで、ああ、これに幾らぐらいかかっているんですね、じゃ、ここにお金を入れておきますねという形で申請書を作り上げているんです。ですが、買えるかどうか分からないのです、材料一つとっても。なので、取りあえずダミーで数字を入れていくのですね。それで、大体このぐらいだということが分かったときに、区市町村さんが最後に確認に行って、それで記録としては、木材どのぐらい買いました？糸はどのぐらい買いました？というのを聞いて、領収書を集めて、これはこれに当てはまるものですねというところで、実績報告として実際に使った金額を出していただいて、それを文化庁に送ります。それはもう所有者さんじゃ分かりません。どうしていいか分からない。ただひたすら、領収書のこれとこれとこれは残してとお願いして、それで帰ってきています。また、実績報告の時期ですと、区市町村がお訪ねして、領収書

を見て、一生懸命電卓をたたいて、これでできましたからここに判こを押して区に下さい  
と言っていて、そのままこちらへ戻ってきていただいて、額の確定という形で出し  
ているんです。

その補助金の手続きシステムを理解できるようになったのも、私も、この仕事をしてか  
ら10年、15年たってからなのです。それまでは何が行われているのか、所有者さんとの関  
係も築き上げられずに、ずっと苦しんでいましたので、これはもう懐に飛び込むしかない  
と言って、最初は文化庁さんの力を借りて、文化庁さんが調査に行ったときに一緒に乗り  
込んで、私たち東京都です、何々区ですって言って信用していただいて、初めてそれがで  
きたという感じです。かといって、東京都は法令上、額の確定者という立場がありますか  
ら、申請書を作ることは許されないことです。代筆してくださるのは区市町村の担当者な  
のですが、なぜ私たちがこれをやらなくちゃいけないと怒られるんですけど、そうはい  
っても、この零細の人たちにどうするの、あなたたちだって、ここにあつてこそその伝統フ  
ェアなどをやっているじゃないのと説得して、区市町村の職員に、これは東京都がお願い  
している文化財保護法に関わる経由事務の一つですと言ってやっていただいているという  
状況があります。

**【根立会長】** 私も、京都府に40年ぐらい前にいましたけど、ほとんど変わってないで  
すね。単純に補助金を出せばいい、自分たちの経費の補助金を出せばいいという問題では、  
どうもなさそうなので。

**【原氏】** はい。所持者さんにはそれを拒否されている方もいらっしゃいますので、そ  
うなってしまうと、もう実はお手上げなのです。毎年同じ申請書が形だけ出てきていて、あ  
の方は一体何しているかな、どうしたかなという例はないわけではありません。で、どん  
どん零細になっていって、もう後継者もないという状況になっています。

**【根立会長】** どうもありがとうございます。ほかに。限られた時間ですので。

どうぞ。

**【小林委員】** 皆さん、今日はありがとうございました。私も原さんにお尋ねしたいこ  
とがあります。最後の注意点のところ。中立的な立場の確保が必要ということで、そ  
れは今おっしゃられた、東京都としては額を決める立場だからというところなのか、それ  
ともあまり関わっていくと癒着のように見えてしまうみたいなどころがあるからなのかと  
いうところを御質問したいと思います。

もう一つは、だからこそ、文化財コーディネーターみたいなものが制度化されたほうが

いいと考えていらっしゃるのか。それは行政の職員の中で、そういう人を別途設けることを考えていらっしゃるのか、今のお考えをお聞かせください。

【原氏】 中立的な立場は必要です。やはり額というか、相手の懐に入っていくような作業になるので、信頼をどういうふうに獲得するかということと、そこから先に、保持者様だけではなくて、A社、B社って取引先が出てくるのですね。そのときに、B社寄りだったりA社寄りだったりと思われてしまうと途端にうまくいかなくなってしまうので、中立的な立場である人間が行く必要があるのではないかと考えています。Aという何らかの関連業者をにおわせるような立場になってしまうと、純粋に技術錬磨をしようとして、よりよいものを目指している保持者さんに、あの人に相談するとあっちに寄っていつちやうからと思われてしまうととても難しいです。それから、行政のいいところでもあり悪いところでもあるのですけれども、数年ごとに人が替わっていかないと、実は私のような専門職種1人で動くと、そこに癒着があるんじゃないかと東京都の中では見られがちです。なので、毎年替わる当課の会計担当と一緒に、それから、もう1人の実際にお世話する学芸員と大抵3人でいくという形を取って、互いに中立的立場を監視し合う。それから、市町村さんを入れることによって、東京都というものがきちっと行政をしているかということ、市町村さんからも私たちを見張っていただく。私どもも、市町村さんたちに対して指導していくという立場を堅持するという意味でも、中立性のあるところが必要なのではないかと考えています。

2番目の質問で、コーディネーター職なのですが、人にはケアマネジャーという人たちがいらっしゃるって、例えば、私の両親の地元である世田谷区なら区委託のケアマネジャーがうちの母のところへ来て、何が必要ですか、こういう補助金ありますよ、階段に手すりをつけましょうとか、いろいろとあっせんしてくださって、資料も全部作り上げて、実際には工事されるところまで面倒を見てくださります。それはやっぱり世田谷区のケアマネジャーだからなのです。文化財の世界で都道府県の職員あるいは市町村職員が来てくれればいいですけど、自治体はやはり物すごくいっぱい仕事を持っていますので、全ての自治体にそこを期待するのは非常に難しい状況にあることは申し上げておかななくちゃならないと思います。

東京都も、私も首が回らずにもういっぱいいっぱいです。そういった保持者の方のところに職員が行けば、少なからず、1つ以上のトラブルを抱え込んで帰ってきます。なので、それを解決するためには、「やっぱり私行くね」って言って一緒に行って話し合いをして、文

化庁さんがやっているこの事業についての理解をしてもらい、どうやって申請書を出してもらうかというところへまで持っていくまでが大変です。もう要らないというのが普通ですから。「この申請書を作るぐらいだったら要らねえ」って言われてしまうのです。そのところを説得して、いや、これは文化庁さんが一生懸命あなた方を助けようとしてつくっている制度なので、理解して、それと、今まであなたが自分で努力していた部分のうち、文化庁さんはここを助けてくれるけど、ここは助けてくれないのだから、ここに今度は自己努力を入れてくださいよということを一生涯説明して、今までの運営体制を変えさせなくちゃならないのです。入るところと入らないところを分けさせて。そこを説明し、分かってもらうためには何度でも通わないと。毎年やっても、「もう要らねえ」って必ず言われるので、区も粘り強くこの制度を使ってくれと、我々の税金を使ってくれというところを理解していただくためには、中立的な立場は不可欠だと思っています。それが、例えばケアマネジャーさんのように、都道府県から委託された何らかの団体のスペシャリストであるのだったら、それはそれ。でも、それを予算化する余裕は都道府県にはないと思っています。

【山本委員】 本当にもっともで、個人の選定保存技術者というものに対しては実にそうだと思います。そういう問題を実は伝統技術伝承者協会を例に挙げますけど、組合とか団体というのは、今、公だけではケアがし切れない部分をカバーするにおいても、役に立つと思います。今回ヒアリング頂いた伝統技術伝承者協会が特殊であることは、業界を超えて文化財を守るために特化して組まれた団体という事で選定保存技術団体にもしていただいた。それでも団体を、常々運営していくための経費というものが無い。文化財の為に異なる業種の零細な人たちが集まって、意識を高め、「選定技術保存団体」と国が選んでくださったわけですから、それを健全に運営していくための常々の事務経費、事務所の家賃や事務方の人件費に対して補助をしていただくと、今、公のところでも大変になっていることを民間でケアしていける部分も出てくるんじゃないかなと今、お話を聞いて思いました。

【根立会長】 山本さん、どうもありがとうございます。時間の関係もありますので、最後に、せっかくお三方、実際に選定保存の現場で活躍されている方なので、近藤さん、何かありますか。

【近藤代理】 原さん、ありがとうございました。私が在職中にも、原さんには東京都の御担当としてお世話になって、東京都さん、特に原さん個人の努力も大きいなど、お聞きしていて思いましたけれども、1人の人が長く御担当いただいている、制度、補助金の

補助要綱とかについても深く理解していただいている道府県というのは、ほかにはほとんどないわけですよ。同じ人が長く担当してくれているところもあります。でも、それはすごく少ないです。ですから、文化庁から都道府県の、都が充実していることは分かりましたけど、それから、自治体の文化財の専門家を育てるような方向に何とか持っていくような施策ができないか。地方自治って大きいものだと思いますから、ああしろ、こうしろという話ではないと思いますけれど、望ましいというような方向を何かアピールしていく、そういう工夫をすることはできないかなと今思いました。それが1つ。

もう一つは、共通しているのが、事務が大変だというところはよく分かりましたけれども、そこをある意味で支援していくような形が、特に個人で活動しておられる北村さんのお仕事などには、どういうものかはこれから検討の余地があるとしても、そこは北村さん、ぜひとも欲しいとお思いになりますか。質問です。

【北村氏】　そうですね。私も今、原さんのお話を伺っていて、私自身、この秋に選定保存技術の認定をいただいたのですが、父の昭齋、本名、謙一も選定保存の認定をいただいております。それから祖父の大通もいただいております。私自身は昭齋と一緒に仕事をしていく中で、選定保存の制度というものがどういうものであるかというのは比較的 Understanding してはいたつもりではありますが。こういうものに対して補助金が出て、こういう流れでやっているものだと。それで私自身が後継者であるということも認識した上で関わらせていただいている、分かっていたつもりですけれども、今回、私が認定をいただくことになって、補助金の申請等というところ、原さんのお話では、都ではそういうふうにはバックアップされているということをお伺いしました。もちろん奈良も県でサポートいただきながら手続は進めておりますけれども、やはり細かいところで、じゃ、実際にどういうことをするのかというところは、私も幸い、今まで後継者という形で経験をしていたので、こういう流れだというのはぼんやりと頭にはありましたけれども、どういう書類を作って、実際的に補助金の支払われる流れ、書類がどういうふうにとろって、どういう流れでどういう形でお金を受け取るのか、それをどういうふう処理するのか、改めて当事者になって、自分がそれを処理したらいいんだろうと思って、もちろん県にも伺ったり、要綱は文化庁でも御用意いただいていたんですけれども、仕分をどうするかなどのアウトラインは示していただいているんですけれども、実際に補助事業がどういう流れで行われて完了するのかというところまでを私個人で探していくと、なかなか十分理解し切れないという、そういう経験を先日いたしました。

そういうところでも、先ほど話になっていますけれども、東京都はそういうふうにサポートしていただいているということはあるかと思いますが、全体の自治体でいけば、恐らく私のような立場の方もおられるかもしれないので、私どものような事務が素人な者でも、一応こういう流れになるんだよということを理解できるような資料というか、データが入手できる体制をいただきたいと感じました。

**【根立会長】** どうもありがとうございます。時間の関係がありますので、ほかにも原材料の入手のことで原さんとかにお話を聞きたかったことがあるんですけど、時間の関係ですいません。改めまして、原さん、松田さん、北村さん、鳥羽瀬さん、本日は貴重なお話をありがとうございました。これを持ちまして御退席いただいて差し支えありませんけれども、よろしければ、ぜひこのまま御臨席をいただければと思います。

それでは、ここから、ここまでの発表や質疑応答の内容も踏まえまして、自由討議の時間とさせていただきます。本日見えてきた論点や今後検討を要する課題など、各委員から自由に御発言をお願いいたします。

川野邊さん、まだ全然発言されてないので、何か。

**【川野邊委員】** 今日、4人の方から聞いて、原さんの御説明を聞いて、やっぱり東京都は恵まれているなとすごく思いました。地方でというか、東京都でお仕事をさせていただくことはあまりないんですけども、地方に行って仕事をして、特に継続している仕事のとときに、担当者がばたばた替わるんですよ。そうすると、また素人さんが来て、一から説明して、分かってもらって、回り始めると、また担当者が替わってというのが、ほとんどの地方公共団体なので、その辺が何とかならないかなって常日頃思っていて、でも、難しいんですかね。考古の担当者が比較的固定しているような気がするんですけども、美工作品とか建造物の担当者というのは、ほぼ3年で替わっているような気がするんですね。そうすると、全く素人の人が来て、修理の中身が全然分からない人相手に事務処理してもらわなきゃいけないという、その繰り返しがつらいなと思っていました。

もう一つは、もちろん文化庁さん、ちゃんと調査はされているというか、そういう努力はされていると思うんですけども、原さんがおっしゃっていたように、やっぱりすごい親密にならないと問題点は分からないんですよ。アンケートを取ったりとか、文化庁の偉い先生が行って、「困っていること、ない？」って聞いたら、その場で通りがいいことしか言わないから、もっと親密になって、本当に問題点を出して、この技術、この材料がなぜ途絶えようとしているのかというのを切り分ける機会というのを、今回、すごくいい機

会だと思うので、きっかけにして、少しでも歩み出せるといいなと思っています。

というのは、やっぱり僕たちみたいな、中立ではないと思うんだけど、何やっているか分からない研究所の職員が行って話を聞いていると、向こうも警戒心が下がってくるというのと、数は少ないけど、毎年、どこからか毎月会いに行っていると、親しくなって本当のことを言ってくれるんですね。そうすると、文化庁の調査に出ている、なくなってしまうかもしれない材料が実はキロ当たり500円上げれば手に入るようになるとか、実はこの人にいつも頼んでいるけど、別の人だったら簡単に作ってくれるとか、みんなが困っていると言っているけど、竹ひごなんかは典型的ですけれども、1か所に集約すれば、一応事業として成立するようなものはあるわけですよ。それから、金工品でも、みんながそれぞれ頼んでいるなじみの人には作ってもらえない、あるいは、あるものが1万円するものが1万1,000円にしたいって言ったら誰も買ってくれなくなったとか、そういう問題なんですよ。でも、そういうのって一般的な調査では全然出てこないものなので、やっぱりすごい数あって、労力が大変だけど、時間をかけてきちんとした調査をして、本当に文化庁としてというか、国として残していきたい材料、技術は何かをあぶり出して、その解決策を考えていくという根本的なところからやり直すいい機会なんじゃないかと思います。今までやってきてうまくいってないんだから、その予算を2割、3割上げたってうまくいくはずないので、根底にあるところから考え直していただければいいんじゃないかと。偉そうなことを言って対応策は考えてないんですけど、まずは本当の本当の現実を知るというのがいいんじゃないかと思っています。すいません、偉そうなことを言いました。

**【根立会長】** どうもありがとうございました。質疑応答じゃないので、この話はこの辺りにしますけど、関連する話で、原材料の確保等の問題で何かありますか。

どうぞ。

**【近藤代理】** 近藤です。今の川野邊委員の話と連動しています。つまり、本当に何が必要かというのは、不足している材料とか道具もそうですけど、その優先順位をきちんと見極めることなんだと思うんですよ。川野邊さんがおっしゃったことと私が考えていること、一緒だと思います。本当に手を打たなきゃいけないもの。それこそ100年先を見据えて、200年先を見据えて、今、文化庁が手を打たなきゃいけないものがあるんだったら、今やらなきゃいけないと思います。だけど、もしかしたらそれに手を出すより前に、すぐやらなきゃいけないものがあるんだったら、そっちを先にやるという優先順位を見極めること。これは、それらの道具や材料の需要をちゃんと予測して把握することと同じだけ大事なこ

とだと思っています。

取りあえずここまで。

【根立会長】 ほかに。私は、原材料の確保のことで助成の話がちょっと出ていましたけれども、原材料確保のための助成という話だけでいいのかどうか。例えば、これが正解かどうか私には分かりませんが、例えば非常に貴重というか、確保しにくいものは国のほうで購入するというやり方もあるわけですね。ただ、その場合、購入しても、実際にそれを使う人たちが満足できるかどうかという問題があって、購入というやり方が果たしていいのかどうかということもあるんです。この辺り、山本さん、どうなんですか。

【山本委員】 まず、文化財に使う品質の高いものを作ってもらうことが大切です。それを買って支える側が作り手とのコミュニケーションをちゃんと持って、人と人の関係として関わって頂く事で作ってくださる方も、良いものを作ろうとされる。そして出来た物に対して、必要な代価を支払って国が買い支えてくださる。という形が良いと思います。ただ、補助金が出る、助成が出るというだけでは駄目なんだと思います。使えるものを作ってもらうことが大事なんだと思います。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

大野さん、何か。

【大野代理】 ありがとうございます。先ほど、1つ、職人さんに頼り過ぎているというところで言い忘れていたのは、北村さんのおっしゃった、自分（職人側）から対価を請求しにくいという部分は注目すべきと認識しています。選定保存技術団体などで単価表を出していると思いますが、そういう形で、技術者の方がこれだけかかるんだということをしてできるだけ聞き出して、それを第三者的に、本当にかかるんですよということを認めていくことをしっかりしていく。そのことに対する社会的理解を深めるためにも伝統フェア（日本の技フェア）などのときに、「これだけ細かいことを手間暇をかけて本物を残そうとしているのだ、」ということの重要性をもう少し説明して、（単価表を出すわけにはいきませんが）、非常に重要な手間のかかる仕事をしているということに対して、しっかりと対価を認めていこうという雰囲気をつくっていくことも重要なのかなと感じました。

【根立会長】 どうもありがとうございます。

小林さん、何かほかにございますか。

【小林委員】 すいません、まだ情報を消化するのに手いっぱいという感じがしています。私たちも、科研費を獲得する活動を行う中で、徐々にお金の計上の仕方等が分かって



くるみたいなどころがあります。それはそれですごくエネルギーがかかるところではありません。文化財のほうではありませんが、生きて活動している芸術家や芸術団体に持続可能な活動をしていくために、アートマネジメントができるアートマネジャーを育てていこうとしてきました。行政の職員がやるのがいいのかどうかというのは分かりませんが、ケアマネジャーという比喻はぴんと来ました。私も行政の職員が替わるのは本当に困ったものだなといつも思いつつも、だけど、替わるからこそいいところもあるなと思っているほうでもあるので、そこのバランスをどのように取れるかということを考えておりました。

以上です。

【根立会長】 若干時間があるようですけども、川野邊さんに戻って。

【川野邊委員】 問題点ばかり言っていてしようもないんですけども、後継者の問題もあると思うんです。自分の一生の中で、この仕事で食べていけるかどうかって確信を持ってない状態で仕事していただいている後継者の方がほとんどだと思うんですね。それを少しでも負担を和らげるような手段が必要なんじゃないかというのと、選定技術保存というのはすごくいい制度だと思うんです。国があなたの技術を必要としているんですという、そういうきちんとした資格なので。でも、その後継者の人たちに、あなたはこういう技術の後継者なんですという、認定とは言わないけど、そういうものがあると後継者の人たちの安心感が大分あるのかなとちょっと思いました。

ただ、自分で言っておいてなんですけれども、それが生きがい搾取に直接結びついていくような気もするので、本当だったら事業の安定化ができるものはきちんとするという、それがまずあるんですけれども、やっぱり後継者だと周りから目されている人ってすごい不安定な状態にいるから、その人たちに何かできることがないかなと考えたときに、やっぱりこの技術の後継者はあなたですというのを認めてあげるのはいいいことなのかな。北村さん、どうなんですかね。北村さんの場合はすごく恵まれているから何とも言えないけど、例えば、他人を後継者にしたときに、そういう制度があつたら励みになりそうですかね。

【北村氏】 そうですね。川野邊先生がおっしゃったように、私は本当に、環境としては親子で続いてきている中で、自然な形というか、ある程度重複する形で経験をしてこれているところで、それは私も常々、恵まれているとは感じているんですが、やはり外からそれを望んで入ってこようとしたときに、それが形になるまで、その結果が見え出すまでに大分時間がかかるというので、もちろん経済的にも不安定ですけど、精神的にも不安定な部分というのは、これで本当にやっついて大丈夫なんだろうかというようなところは私

自身でも思うところなので、今、先生がおっしゃったように、実際的には経済的な補助にはならないんですけども、あなたは行く行く、そういうものを担っているんだよというような気持ちを持たせる環境というか、今、どういう形がいいのかというのは答えは出ないんですけども、それがあるとないのとでは、本人の気持ちと覚悟は変わってくると思います。

**【根立会長】** ありがとうございます。

野川さん、今までいろいろ発言をお聞きになって、何かございますでしょうか。

**【野川委員】** いろいろ教えていただきまして、ありがとうございます。文化財を守っている人、その人たちが使う道具、あるいは原材料など、人や物に対してどんな問題があり、それをどうやって解決したらいいかが、ここでの話し合いの中心であったと思います。原材料に関して言いますと、先ほど、文化遺産を未来につなぐ森づくり会議という取組を教えていただきました。林業ということになると、もう文化庁レベルではない問題です。他の省庁との連携をとって、国全体の問題として財政も引っ張り出してくることが必要だろうと感じました。

以上です。

**【根立会長】** 短時間のヒアリングになってしまって十分な御発言ができなかったかもしれないし、我々委員も、また持ち帰らないといけないかと思うんですけども、そろそろ予定の時刻になりましたので閉会とさせていただきたいと思いますが、事務局からどうぞ。

**【榎本審議官】** ありがとうございます。文化庁審議会の榎本です。非常に多岐にわたるお話、ありがとうございます。今日、いろんな論点がございましたけれども、ざっくり細かいところを取ってしまいますと、本当に大まかに申しますと、まず1つ目として、零細なところが多い状況を踏まえて経理的なサポートをどうしていくのか、その際に自治体の関わりがどういうふうになっていくのかといった論点があったかと思いました。2点目に関しては、ヒアリングの中で複数の方々がおっしゃっておられましたけれども、将来に向けた事業量の見通しをどう確保していくのかと、それも必要であるという論点があったかと思います。3点目といたしましては、後継者の確保のための施策をどうつくっていくのかという論点もあったかと思います。こうした幾つかの大きな柱に関連していきながら、国として必要な調査、実態に即した調査をしていく必要があるだろうといったお話もあったかと思います。

併せまして、前回になりますけれども、第1回ときにはデービッド・アトキンソンさんからヒアリングをさせていただきまして、その際には、同様に事業量を継続的に確保していくという観点、それに併せて、入札制度において伝統的な技術をどう評価していくのかといった論点もあったかと思えます。これらに関しても、建造物、美術工芸品等々におきましていろんな違いもあるという論点がございましたので、今後また、ヒアリングや意見交換を続けていきますけれども、今申している大きな柱に沿いまして、少し全体を俯瞰できるように整理していきながら、議論をまたつくっていければと思っているところでございます。

以上でございます。

**【根立会長】** どうもありがとうございました。資料7に報道発表資料がありますけれども。

**【鍋島課長】** 文化財一課の鍋島です。今日は、先生方、そしてヒアリングでお越しになった4名の皆様、本当にありがとうございました。できるだけ、私たちも分かりやすい事業の御案内とかできるように努めてまいりたいと思います。

一言だけ、資料7で大野先生が途中で何回か触れてくださった伝統フェアと言われていた、文化庁の日本の技フェアの御紹介をさせていただければと思います。今月の20日、21日の土日なんですが、秋葉原におきまして、選定保存技術を持ってくださっている各団体の皆様が一堂に会していただいて、パネルの提示だったり実際の実演をしてくださるような取組がございます。今年はコロナの関係もありますので、本来であれば子供たちなんかを含めた体験というのもやりたいところなんですが、内容は少し狭くなってしまいかもれませんけれども、今日いただいたような御意見なんかをもっと生かしていけるようなものにしたいと思えますので、ぜひこんなのもあるということ、よろしければ周りの方にもお話しただければと思います。

以上でございます。

**【根立会長】** ありがとうございました。次回の第3回会議は、12月6日月曜日の15時30分からです。なお、会議の場で意見を十分言えなかったなど、何かお気づきの点や追加の御意見等がありましたら、事務局までメール等で御連絡ください。今後も活発な御審議を賜りたく、各委員の御協力をよろしくお願いいたします。本日は長時間にわたり、また、貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

これにて第2回企画調査会は終わります。ありがとうございました。

— 了 —